

★ 高齢者インフルエンザ予防接種 ★

～インフルエンザ予防接種を希望される方は、接種を受ける前に必ずお読みください～

※インフルエンザ予防接種を定期接種として受けることができるのは毎年度1回のみです。
2回目以降の接種は定期接種の対象外となり、全額自己負担となります。

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状もみられます。お子様ではまれに急性脳症を、ご高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。例年12月～3月が流行シーズンです。

ワクチンの効果

国内の研究によれば、65歳以上の高齢者福祉施設に入所している高齢者については34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったとされています。

現行のインフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対にかからない、というものではありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

ワクチンの副反応

季節性インフルエンザワクチンで比較的多くみられる副反応には、接種した場所の赤み、はれ、痛み等が挙げられます。接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、通常2～3日で消失します。

全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などがみられます。接種を受けられた方の5～10%に起こり、こちらも通常2～3日で消失します。

また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み、掻痒感、呼吸困難等）がみられることもあります。

インフルエンザワクチンとその他のワクチンとの同時接種・接種間隔について

インフルエンザワクチンとその他のワクチンとの同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、その他のワクチンとの接種間隔は、何日あけなければならないという規定はありません。

（裏面に続きます）

予防接種を受けに行く前に

【予防接種を受けることができない方】

- ・インフルエンザワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことがある方
- ・その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断する方

以下のような場合は接種を受けることができませんので、治ってから受けるようにしてください。

- ・発熱している。
- ・重篤な急性疾患にかかっている。

【予防接種を受ける際に注意を要する方】

以下の方は、接種にあたって注意が必要なので、あらかじめ医師に相談してください。

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ・予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方および全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ・過去にけいれんの既往のある方
- ・過去に免疫不全の診断がなされている方および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ・本剤の成分または鶏卵、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある方

予防接種による健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

◆その他不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

東久留米市福祉保健部健康課予防係

電話：042-477-0030